令和元年第１１回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日　時　令和元年１１月２６日（火）　午前９時　開会

場　所　市役所　東庁舎　東Ａ会議室

出席者

教育長	藤田　善久	教育長職務代理者	篠原　玲子
教育委員	綾　　康典	教育委員	青地　弘子
教育委員	賀川　昌明	教育部長	北村　良子
こども未来部長	三上　俊昭	理事(生涯学習・歴史文化振興担当)	田井中弥一郎
次長	大辻　利幸	管理監(学校教育担当)	三輪　光彦
管理監(幼児担当)	坂田　耕	管理監(幼児施設担当)	野田　久雄
教育審議員	安藤　宜保	歴史文化振興課長	荒巻　新吾
生涯学習課長	小杉　一子	スポーツ課長	中村　達夫
教育研究所	國領　順子	歴史文化振興課博物館担当課長	西　　邦和
学校施設課長	西堀　泰司	八日市図書館長	松野　勝治
教育総務課長	中西　美智代	事務局(教育総務課長補佐)	中野　里栄子

以上２２名

開会

教育長　皆さんおはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただ今から、令和元年第１１回教育委員会定例会を始めさせていただきます。最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第１０回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんか。

賀川委員　訂正していただきたい箇所があります。１０ページの私の発言の所ですが、「一番問題になるのが事業をやろう」となっていますが、これは多分「授業」の間違いだと思いますので訂正をお願いします。

教育長　他にはよろしいでしょうか。

(各委員)　（異議なし）

教育長　では、今の部分を訂正したうえで「第１０回定例会」の議事録については、後ほど、「篠原委員」と「賀川委員」に署名をお願いします。

なお、今回の第１１回定例会の会議録署名委員は、「綾委員」と「青地委員」を指名させていただきますのでよろしくお願いします。

教育長

それでは、次第に従いまして、「１　報告」に移ります。

まず、私からですが、昨日、発生しました学校給食におけるアレルギー対応事項について御報告させていただきます。能登川給食センターが提供しましたシチューによりまして、市内の小学校児童２名及び市立の幼稚園の園児４名がアレルギー反応を起こし、１名の児童が病院に救急搬送されたという事案が発生しております。お手元に本日の京都新聞の記事をお配りをさせていただきました。おそらく明日はもう少したくさんの新聞で記事が載ると思われますが、本日、掲載されたのは京都新聞だけであったようです。

原因は、アレルギーを持った子どもさんでもアレルギー反応を発症しないシチューの原料を給食センターが発注したにも関わらず、発注を受けた納品業者が誤って通常のシチューの原料を納品してしまったという、本当に基本的な部分でのミスでした。本来、給食センターに納品された時には品名等、確認をするわけですが、今回問題となっているシチューの原料はアルミの袋に入っており、段ボール箱に梱包されて納品されます。その際、納品される段ボールには商品名が書かれておりますが、アルミの袋の方には商品名が何も書かれていないということでした。

給食センター側は、袋入りの状態で引き渡しを受けるわけですが、本来、確認する際に、対面でその場で封を切って箱から取り出して納品されるのですが、そこのチェックが甘く、その開封の際にも現物で品名確認をせず納品書で確認をしたというようなことでした。
そのようなことで、通常であれば納品業者の段階で一度目のチェックがかかり、受け渡しの段階で二度目のチェックがかかるという、基本的にはダブルチェックを行うことになっているはずなのですが、そこの部分をすり抜けてしまい、そこがすり抜けてしまうとパッケージには何も書かれてないのでそのまま調理に回ってしまい、その後は確認する術もありませんのでそのまま調理されて子どもたちに給食が提供されてしまったということです。

そのシチューで救急搬送された小学校２年生の児童は、症状が出てそれを見てすぐに保護者の方を呼んで、保護者の方がエピペンを打って、そのまま、近江八幡の病院に救急搬送され夕方には症状も落ち着いて自宅に帰ったということでございます。本日は、大事をとって自宅で静養していると報告を受けておりますが、子ども自体は、元気にしているということです。

もう１人は、幼稚園の園児１名です。園児につきましては、薬を服用して一定の落ち着きを取り戻したのですが、一応、保護者の方が付き添って病院の受診を受けたということです。

他には、小学生１名と園児３名に発疹など比較的軽い症状が出ましたが、特に病院で受診することもなく、そのまま回復したという報告を受けております。アレルギーの対象者としては他に２人ほどいましたが、１人は食べなかった、もう１人は食べたが症状は出なかったということです。また、他にもう１人小麦アレルギーの子どももいたのですが、今回の件は乳製品と小麦が原因していたということでしたが、幸い今回は症状が出なかったということでした。

昨日は、発注商品が間違っているというところまで考えが及ばなかったものですから、そこに気付いて原因を特定するまでに時間がかかってしまいました。それと、今回はエピペンを打った児童にひどい症状が出て初めてこういう事態が起きているということがわかった訳ですが、そもそも何が原因になっているのか、その原因の特定に少し時間かかったということと、その後、対象になる原因がシチューの納品ミスであることが分かってからも対象児童が９名おりましたので、それを特定する中で症状の確認に手間取りまして、症状の確認を

教育長　終えるのに５時半くらいまでかかってしまいました。業者はその段階ですでにこちらに呼寄せておりましたので、そこから対応を協議する中で、業者と給食センターが持ち回りで対象の園児、児童の家庭を回りまして、謝罪に伺ったというようなことでした。まだ、謝罪できていない家庭が２世帯あり、事前に電話をさせていただいて、日を指定されたこともあり、謝罪はまだ完了していませんが、直接伺って謝罪をいたすべく回らせていただいているところです。今回は、基本的な原因が初歩的なミスでしたが、この初歩的なミスほど無くすことは本当に難しいところではありますが、先ほど言いましたように、基本的な考え方としては、納品業者でのチェックと、受け渡しを受ける調理業者でのチェックとでダブルチェックが掛かるような対応をして欲しいとお願いをしております。まだ、きちんとまとめきれておりませんが、今、申しました対応の指示をさせていただいておりますし、給食センターもこのアレルギーについては大変重要な課題と認識しております。従来でしたらアレルギー対応は、調理の度合い、例えば、炒めたらどうかとか、生のままではどうかとか、加熱の度合いとかで提供してもいい、提供してはいけないというランク付けをしていたのですが、基本的にはそのようなことをするとヒューマンエラーのリスクが付きまといますので、食べるか、食べないかという二者択一の選択を基本として、例えば、今回のような乳製品でしたら、乳が含まれたものを食べるか食べないかを二者択一に改定をして、来年４月以降、そのような体制を取ろうとしています。アレルギー対応については調理現場もかなり慎重に考えていたところですが、それでも今回は防げませんでした。今回の件は、大丈夫なものを提供するはずが大丈夫でないものを提供してしまったことでしたので、そのようなことが起きるといくらその子の特性を充分把握していたとしても防ぎきれませんので、根本的に発注ミスはあってはいけませんし、発注した商品の取り違え、あるいは受け渡しの段階でのチェック漏れというようなことが二度と起こらないように対応してまいりたいと思っております。まずは、こうした事故があったということの御報告をさせていただきました。

次に、ここ最近ずっと大阪の小学６年生の女児誘拐事件のニュースがマスコミに取り上げられておりますが、これは、ツイッター、ＳＮＳで繋がった容疑者に誘拐され監禁されたということです。誘拐については女児自体がどのような経緯で行ったのかはわかりませんが、微妙な部分があるような気はします。基本的にＳＮＳ、スマートフォンなどを小学校、中学校それぞれの子どもたちが持つ時代になってきて、それがどのような影響を及ぼすか、また、場合によっては本当に今回のように大きな問題に繋がってしまうということを痛感させられました。

過日、本市の「青少年の問題協議会」が開催をされた際に、その中でもこのことについて話題になりました。私としては、生涯学習課や学校教育課、ＰＴＡ等を通じながら啓発活動を行なっておりますが、現実的には啓発活動では防ぎきれないという部分があるのではないかなというふうに感じているところです。啓発活動というのは、やはり保護者にきちんと受けとめてもらわないことには、きちんとした使い方にまで繋がっていかないと思うのですが、実際にはそのようなことを真剣に聞いていただかなければならない保護者にその啓発活動に御参加いただけなくて、中々、繋がらないのが現実ではないかなと思っているところです。何らかの法規制も必要ではないかなということを私自身としては感じたりするところではありますが、そのようなことばかり言ってはおられませんので、改めて注意喚起はしっかりしていきたいと考えているところです。

次に、先日１０月から１１月にかけて、人事訪問、校長面談を実施いたしました。

教育長

そんな中で、各学校の現場での課題等々について人事面の部分を含めて数多く聞かせていただく場がありまして、現状を把握させていただけたと思っております。
そういう中で、常々、県の教育委員会にお願いしていることを少しだけ紹介させていただきたいと思います。

一つは、県の教職員人事が、中々柔軟な対応ができていないのではないかという点です。３年間はとにかく動かさないというルールがありまして、何らかの事情、例えば、結婚して地域的に南部の方、あるいは北部に住所を移したからといって、３年間は絶対動けないというルールがあるわけですが、そんな固定的なことではなく、柔軟にした方が今の若い先生方が働き続けやすい環境に繋がるのではないでしょうか。

もう一つは、小学校の場合、女性の教員が非常に多いわけですが、近年、臨時講師が非常に多くなっているという現状がございます。そうした中で、結婚した場合、校内に臨時講師の人がたくさんおられるとちょっと今この状況では妊娠すると良くないなと感じてしまう、そんなことではだめだろうということを申し上げております。なので、そういう事情をできるだけ分散できるように人事異動も対応をすべきではないかとお願いしておりまして、とにかく、働き方改革という観点からも、教職員が働きやすい環境を整える、そういう意味での柔軟な人事異動ができるようにとお願いしてきたところです。しかしながら、これはすぐには解決しない課題ではありますが、引き続きこれからも申し上げていきたいと思っております。

もう一点は、１０月２５日に県の教育長、教育委員さんが五個荘小学校を訪問され、本市で取り組んでいる教職員の働き方改革等について現地を御覧いただくという機会がありまして、意見交換をさせていただいたところです。御承知のとおり、本市では部活動の朝練習禁止や、週２日間の休養日の設定、学校の午後８時の閉校など具体的な手法で働き方改革を進めようということで取り組んでおります。おそらく県内では、先駆的な事例になっているかと思っております。それを現地で見ていただいて、県の教育長、教育委員さんには充分御理解いただけたらと思っております。それ以外の話題でも意見交換をさせていただきました。

一つは、ＩＣＴを活用した取組について意見交換をしております。ここへきまして、今度の緊急経済対策の補正予算で、１人１台のタブレット所持というような話が出ておりましたが、今回はそれが出る前でしたので、本市では校務支援として様々な教職員によります校務支援ソフトがありますが、県内では現状それぞれの市町が精力的に行なっているところです。しかし、そのようなソフト部分は県が主体的に取り組んで欲しいということを強く申し上げておきました。ソフト開発にかかる費用を各市町がバラバラにやっていると経費も掛かりますので、基本的な部分を県が開発して、それに各市町が乗るという形で経費の節減ができると思います。それに乗るか乗らないかはそれぞれの市町の判断でいいと思いますが、そのような形をとって欲しいということを強く申し上げ、県の教育長にも充分御理解をいただけたと思っております。今後も、県の教育委員会には言うべきことは言いながら、いい方向づけをしていきたいと考えているところです。本日は以上でございます。私の方で学校給食等につきまして御報告させていただきましたが、何かご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

賀川委員　結局、業者との受け渡しのところでのトラブルだと思うのですが、その時のチェックはどの様な方法でしておられるのでしょうか。

教育長　納品業者でいいますと、納品業者の給食センターから発注を受けた者が事務的に確認し、その製品を給食センターに持って来て取り出して納品するのですが、そこの段階で取り違いをしたということです。従前は、アレルギー対応ではない普通のシチューのルーを納品して、もう一つはアレルギー対応した商品の計２種類納品して、それを給食センター側でアレルギーの子どもたちにはアレルギー対応をした商品で作ったものを提供します。そして、通常の子どもたちには通常のものを提供する形をとっておりましたが、それをすると、どうしても混在するリスクが高いので、今回は、どちらの子どもでも大丈夫な方を選んで発注をした訳です。今まででしたら両方あったのですが、それを一つにして、リスクを下げる方法を取ったにも関わらず、こういう事故が起きてしまいました。先ほども言いましたように、給食センターに納品された時には、ダンボールのパッケージにはきちんとどちらの商品であるかが書かれているのでわかるのですが、それを全部取り出して中の袋だけにすると、パッケージには何も表記されていないものになっておりましたので、そこでの気付きが遅れた、あるいは気付かなかったと調理業者側から聞いております。これについては、どういうチェックの方法があるのかを考えたとしても、そこはやはり基本的にはもうチェックするしかないものだと思います。

賀川委員　書類でチェックリストのようなものはないのでしょうか。

教育長　書類上としては、あるべきものが書類で回っていたものですから、受ける側は納品書を見たら当然大丈夫なものが納品されたと思ってしまいました。これに関する対応は業者側から聞いておりますけれども、もう一度しっかり指示もしていきたいと思っています。

賀川委員　確認しましたという記録のようなもの、よく入試事務などでも何段階かやりますが、そういうものが必要ではないかと感じます。

教育長　一旦、箱から出してしまうとパッケージに何も書かれてない状態になってしまうので、その段階で、マジックなりで書き加えたいということも業者は申しておりました。そういった対策も含めてしっかりと対応していきたいと思っております。
　アレルギーは命に直結しますので、本当にしっかりと対応していきたいと思っております。これは本当に初歩的なミスでしたが、しかし、こういう初歩的なヒューマンエラーを防ぐことは非常に難しいということを改めて感じているところです。

教育長　次に教育部長から報告をお願いします。

教育部長　皆さんおはようございます。
　今ほどのアレルギー対応の問題について、本当に大変な事故を起こしてしまったと思っております。再発防止に向けて、特に業者の指導、管理を徹底して行っていきたいと思っております。

教育部長

先日の鳥取市で開催されました都市連絡協議会の県外研修では大変、お世話になりありがとうございました。地域との連携協働による学校づくりという大きなテーマでして、人口減少社会における学校と地域の役割について、たくさんの事例を聞いてまいりましたし、多くのことを学んで参りましたので生かして参りたいと思っております。

今月の新しい動きといたしましては、１１月６日にワールドマスターズゲームズ２０２１関西の東近江市実行委員会を立ち上げましたので御報告申し上げます。

２０２１年の５月１４日から５月３０日までの１７日間の開催に向けて、軟式野球、ソフトボール競技の競技団体を中心に、八日市商工会議所、東近江市商工会、ホテル組合、観光協会、国際交流協会など関係各部署が連携して大会の着実な準備や運営、大会に向けた機運の醸成を図って参ります。今後も動きがあるたびにお知らせして参ります。

また、先週１１月１７日（日）と１８日（月）には三重県四日市市におきまして、国民スポーツ大会関連競技の担当者研修会が開催され、私も参加して参りました。研修会には今年度開催されました茨城国体の担当者、来年開催されます鹿児島県、来年リハーサル大会を行ないます四日市市の担当者のほか、栃木、佐賀、滋賀県から多くの担当者が参加いたしました。カヌーの競技は特殊競技種目ですので、会場の準備等も私も想像しにくかったのですが、今回の会場地の視察やカヌー連盟との意見交換あるいは、既に開催されたところとの質問時間が大変有意義なものでしたので、早くに実施に向けて職員の態勢や予定している特に伊庭内湖の会場準備の大変さを再認識してきたところでございます。関係課と早期に相談しながらしっかりと準備を進めて参りたいと思っております。

最後に、先月の定例会が１０月２１日にあり、その定例会の時にその翌日の２２日、つまり即位礼正殿の儀の日に予定しておりました「万葉歌碑巡り」のことを少しお話させていただいたと思うのですが、その定例会が終わって午前中、明日どうしようかなという検討の中で、天気予報を見て天気予報では大雨警報が出るということでしたので、彦根気象台にも確認しまして中止の判断をいたしました。ところが明けてみましたら、その当日はすごく良いお天気で、ウォーキング日和でしたのでとても残念に思いましたけれども、そんな事情でしたので、改めて来年３月、梅が咲く頃にもう一度実施を予定しておりますので、御報告をさせていただきます。以上でございます。

教育長

続きまして、こども未来部長からお願いいたします。

こども未来部長

みなさん、おはようございます。

それでは、こども未来部からは最近の動向について１０月３１日に臨時議会によりまして、市議会の議長及び各委員会の委員構成が変わりまして、福祉教育子ども常任委員会の委員長が戸嶋議員になりました。初めての委員会が１１月１１日に開催されましたので、その時の内容等を御報告させていただきたいと思います。

現在、令和元年度の地区のまちづくり懇談会というのが１０月１０日から開催されており、今日まで１２地区を終了しております。こども未来部に関しましては、玉緒地区と建部地区からそれぞれの幼稚園のあり方について御質問をいただいた件について御報告しております。玉緒幼稚園は現在３歳から５歳までで２９名通園をしておりますが、年々、通園する子どもたちが減少しておりますので、今後、玉緒幼稚園がどうなっていくのかということを地域の方が心配されていることから、今後のあり方について御質問をいただいた件でござ

こども未来部長

います。玉緒地区の子どもは、地区の１学年の子どもが大体４０人ほどいるのですが、わかば幼児園やひまわり幼児園に通園する２号認定の子どもさんが多く、その関連でわかば、ひまわりの施設は満杯状態で、両園での待機児童が随時増加しているというような状況です。玉緒幼稚園も老朽化しており、存続するのであれば改修していかなければならない状況もあり、わかば幼児園とひまわり幼児園に玉緒地区から通っている保護者の方にアンケートを実施し、玉緒幼稚園が認定こども園になれば、玉緒地区の認定こども園の方に転園されますかというようなアンケートを取りました。その結果、大体４割ぐらいの保護者の方が、玉緒地区に認定こども園ができれば帰ってきますという回答をいただいたことを報告させていただいたこと、また、玉緒幼稚園に通っていただいている保護者の方からは、０歳から５歳までの認定こども園を整備して欲しいという希望をもっておられることなど地域の皆さんの声を踏まえながら、市として、玉緒幼稚園の認定こども園化は八日市地区の待機児童の解消も含めて考えていきたいと思っております。また、進めるに当たっては、整備する場所や事業運営について民間事業者の参入も視野に入れて検討していきたいということをお答えさせていただいております。

また、建部幼稚園の方には現在４１名が通園しています。今現在は、適正規模での保育を実施しておりますが、今年度の人数であればこのまま幼稚園を存続して行きたいところですが、今後、２号認定がどんどん増えて適正規模が確保できないことになれば、八日市幼稚園と建部幼稚園の合同保育ということも考えていく必要があるのかなということをお答えさせていただいています。いずれにいたしましても八日市北小学校区における待機児童が出ないように、施設整備や施設運営をしていく必要があるのかなと思っておりますし、そうした状態になった場合には、また地域の保護者の方の御意見を伺いながら協議を進めていきたいとお答えさせていただいております。

次に、１０月２１日に福祉教育子ども常任委員会の議員と学童保育連絡協議会とが意見交換会をされています。例年、市に対して学童の連協から要望書が提出され、懇談会や書面をもって回答しておりますが、その内容が議員と共有されていないということから、今回、議員と学童の意見交換会で、市の考え方を議員に説明して欲しいということの要望がありましたので、常任委員会協議会で説明しています内容を御報告させていただきます。

議員との意見交換会では、学童連協から主に、多子世帯及びひとり親世帯の保育料の減免に対する補助金のこと、今後、増加する入所児童の施設の確保と学校の共有施設の環境についての話題がでました。補助金のことは別にして、入所希望の増加に対する施設の確保や学校との共有施設の関係については、既に相当整備をしましたので、新たな学童施設の整備は考えていないという市の考え方は議員の方に報告させていただいています。学校との共有、共用施設について、なかなか専用施設ではありませんので、そのことについて何とかして欲しいとのことですが、共用施設ですから当然不都合なところは出てくると思います。
議員の皆さんには、これまで市では運営面や施設整備を他市に負けないくらいやってきたこと、また、学校の共用施設についても教育委員会や学校の協力を得ながら、一生懸命、準備をしてきたことを御理解いただきたいと申し添えた上で、今後においても、教育委員会と協議しながら、できる範囲の中で対応していきたいとお答えしております。

今後の学童入所の増加については、学童保育のネットワークだけが来年度の入所申し込みを既に受付しておりますが、待機児童が出そうな学童があるということです。

大規模小学校においてはこれからも増加すると予想されますので、教育委員会を通じて学

こども未来部長

校側と協議させていただいて御協力をお願いしたいと思いますが、どうしても大規模小学校でも空き教室がありませんので、共用施設を貸していただくということも難しいかなと思います。そこで、一定の入所基準というものを運営者側と設定する必要があると思っております。それで一定の入所基準は、入所希望者が増加して待機児童が溢れた、あるいは予想されるという所の学童だけにそのような設定を設けたらどうかと議員の方にはお答えしております。議員からは、保育に欠ける子どもが入れないことのないように協議を進めて欲しいと言われておりました。

次に、能登川子育て支援センターの移転問題です。能登川子育て支援センターは、これまでの能登川保健センターのエントランスフロアを改修して利用させていただいておりましたが、防犯上、利用の面積の課題もありましたので、令和２年４月から能登川第二幼稚園を認定こども園化しているところの仮称「能登川第二幼稚園」に４月から移転をしたいと御報告をさせていただきました。以上私からの報告とさせていただきます。

教育長

両部長からの報告がございましたけれども御質問、御意見等ありましたら出していただきたいと思います。

篠原委員

建部幼稚園と八日市幼稚園との合同保育をする話が出ましたけど、合同保育というのはどのようにされるのでしょうか。

こども未来部長

八日市幼稚園自体、今、以前ほど保育室には幼児が入っていないので、余裕がある状況です。一方、建部幼稚園も余裕がある状況で、少し前までは八日市の幼稚園の３歳児が建部幼稚園に来て、３、４、５歳は建部で保育を行っており、八日市は４歳、５歳だけでしていたものを、八日市にも３歳児が増えてきましたので、八日市と建部の両方で３歳児を保育しようということなりました。例えば、八日市から来ている３歳児の建部幼稚園の子どもには八日市幼稚園の方に通ってもらおうというようなことが合同保育という、体制だと考えております。

青地委員

先ほど御説明がありましたように、確かに本市の子育て支援は、他県とか他市町と比べて非常に手厚いと、いつもそう思っています。色んな取組をされてる中で、先ほどの入所希望者が増加している部分をどうするかということもこれも大きな課題だと思うのですが、確かに一定の基準を設けることはとても大事なことだとは思いますが、基準を設ける学童と設けないところが出てくることについて、保護者の方がお互いの情報交換の中でどうとらえるかがちょっと先々気がかりな部分ではあります。

もう１点は、別件なのですが、子育て支援のセンターができて１年以上経ちます。
大変、利用者が多いということ、立派な施設ができたことを皆さんに伝えていただいた中で御意見として出たのは、それだけの期間が経過して、そろそろ数だけではなくって、実際に来られた方たちがそのセンターを使うことによって、例えば、子育てに関わってどのような成果が出たかとか、あるいは、満足度を持たれたかというような検証をしていただくことも大事ではないかという意見が出てましたのでお伝えさせてもらいます。

こども未来部長

学童の入所基準につきましては、今、どうしても多くなっている大規模小学校について２、３年前に施設を整備して、もうこれで入れるだろうという学童施設を整備したにも関わらず、現状さらにどんどん増えています。これについて入所見込みが甘かったのではないかと言われればそうかもしれませんが、やはり、保育の無償化も追い打ちをかけているのかなという思いでありますし、今、女性の社会進出がそこまで来ると見込めていなかったということもありますけれども、やはり、２時か３時くらいまで仕事をされている方が就労証明を持って来て、子どもがもうそろそろ学校から帰って来られるにも関わらず、パートなりアルバイトをしているから学童で見てくださいという方も中にはおられますので、まず、本当に保育が必要なのかということの基準を設けて、今までよりも少し厳しい審査の中で枠の中に収められないかという基準を設けていただきたいと運営者側に伝えていきたいと思いますが、ただ、それが増加していっぱいになる学童に対しては対応していかなければならないかもしれませんが、入所に余裕がある施設でこれをやると、運営者側の補助金が、人数が少なくなることで入らくなり運営の側もやりにくくなるという側面もありますので、全ての方に、同じような基準を設けるのはどうかなと思っています。その当たり、もう少し運営者側と協議をしていくべきかなと思っております。

それと、子育て支援センターはそろそろ１年経ちますが、非常に利用していただいています。人気があるということと、今年度その横に緑の広場が完成します。そうすれば、来年、もっと子育て中の親子の利用も高まると思いますので、そこも含めて満足度など現場の声も聞いていきたいと思っています。

教育長

他にございませんか。

綾委員

学童保育の全体的な内容がわかるもの、例えば、どこにどういう学童があって、何人待機がいるといったようなことがわかる資料はありますか。

こども未来部長

はい。あります。

綾委員

補助金等のこともあるかもしれませんが、１回その資料を出していただけないでしょうか。といいますのは、学童だけに頼るのではなく、また、地域のボランティアに頼るというわけではないのですが、そのような施設といいますか、子どもの立ち寄る場所として、預けるというのではなく、人との交流の場といった活動を最近あちこちでされているので、その当たりとの連携等を図ることによって、学童だけでなくそちらにも行けるような状況ということをもう少し精査をしてもらって、その上で学童そのもののその地域への必要性ということも考えていければいいのではないかなと思います。もう少し地域のまちづくり協議会等との相談ということも踏まえてしていただくということは可能かなと思いますので。

こども未来部長

学童の一覧表については次回、御準備させていただきます。
地域との連携もいろいろしていただいております。
コミュニティーの中でまちづくり協議会などがやっていただいているんですが、毎日ではないので、その部分がどうなのかということがあるのと、そしてコミュニティーセンターが小

こども未来部長	学校の近くにないという事情もありますので、保護者の方が小学校の放課後に行ける範囲ということを考慮しますと、例えば、土曜日、日曜日でしたらコミュニティの中で、まちづくり協議会が色んな催し物を子どものためにしていただいているところもありますが、少し連携が難しい部分もあります。しかし今後、できれば平日にもしていただければ、ありがたいかなと思います。地域の声も聞いていきたいと思っています。
教育長	他には、よろしいでしょうか。
各委員	（意見なし）
教育長	玉緒幼稚園は建て替えるのであれば、私は場所も変えた方がいいと思っています。 要は、市街地がかなり大規模な良い施設になっていますので、そこを吸収できるぐらいの近くの位置に、沖野、下二俣、大森、その辺のぎりぎりのところで、市街地に近いところを探した方がいいのではないかなと思っています。従前の所では、おそらく今言った４割しか戻って来ない、これは、今後はもっと下がるはずなんです。要するに、自分たちの勤め先に近いエリアの園を選択することは、まず、間違いない傾向になるだろうと私は思いますので、今のわかば幼児園とひまわり幼児園とが大きな園になっていますので、そこを希望する人も、もう一つ玉緒エリアにある園を希望しても、就労先に支障なく通えるというような形がとれるぐらいのスペースにした方が良いと思っています。これは、あくまで建て替えることを前提にした場合での話ではありますけれども。 私は元々、３歳以上だけにするのであれば改修で対応すればいいことで、別に建て替えまで考える必要はないと思うのですが、建て替えて０から５歳児までの認定こども園にするのであれば、そこまで考える方が長い目で見れば良いのではないかと思います。 もう一つ、学童の件ですが、先ほどから話がありますように、学校としては共用スペースで対応するという話を一昨年からさせていただいているとおりです。そうした中で、不自由をしてもらわざるを得ないということは、これはもう仕方がないこととして運営していただいている指導者の方にも認識していただかないと、結局、自分たちが占用させてもらえないことに非常に不満感が出てくるということは、ちょっと私は筋が違うと思いますので、空いているところを、何とかお互いに折り合いをつけながら利用してもらおうという方向でお願いしていますので、本部の拠点施設は、それぞれの学校に付随した形で学童が設けてますので、そこはそこ、共用スペースは共用スペースの使い方というものを、もう一度充分負担なく使えるような方法をそれぞれ考えていただくということでやっていただかないと、このままでは、ずっと不満を持ちながら続けることになりますので、そうではないんだという意識から、認識を改めてもらうようにお願いしておきたいと思います。
こども未来部長	教育長のおっしゃるとおりです。指導者の方には一生懸命言っておりますので。
教育長	それでは、報告については以上で終わらせていただきたいと思います。 続きまして、議案第２４号　東近江市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、担当課から説明をお願いします。

教育総務課長　それでは本日お配りしております資料の中に、議案第２４号、東近江市図書館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてを御覧ください。

それでは議案第２４号について説明をいたします。

令和２年１月１日施行の国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、体育の日がスポーツの日に改正されます。教育委員会が所管する規則の中で、東近江市図書館条例施行規則、東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂条例施行規則及び東近江市能登川博物館条例施行規則にある体育の日をスポーツの日とするための規則改正を行うものです。今回、三つの施行規則の改正ですが、これは一つの議案として提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長　説明が終わりました。御質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

それでは議案第２４号、東近江市図書館条例施行規則等の一部改正する規則の制定については、原案通りご承認いただくということでよろしいでしょうか。

各委員　（異議なし）

教育長　はい、ありがとうございます。

それでは議案第２４号については原案通り承認といたします。

続きまして、「３、報告事項」に移らせていただきます。

１１月１１日に行いました福祉教育こども常任委員会協議会の報告につきまして、教育部から報告をお願いいたします。まずはスポーツ課からお願いします。

（教育部　各課から説明）

【スポーツ課】

スポーツ課長　スポーツ課です。報告事項の福祉教育こども常任委員会協議会報告の２ページを御覧ください。工事名は「能登川スポーツセンター体育館移転新築工事」で、１０月末の進捗率は上から建築工事が１３．０４％、電気設備工事が７．９０％、機械設備工事が１１．８５％となってございます。現状につきましては記載の通りでございます。進捗率が計画進捗率を大きく下回っております。建築工事についてその理由をご説明いたします。建築工事につきましては前回の定例会でも申し上げましたとおり、杭を製作するためのデータを収集するため、再度、地盤試掘調査のボーリング調査を実施したため、また、製作に必要な材料確保のため、杭の製作に遅れが出ました。１０月２３日に杭の打ち込みは完了いたしました。並行して１、２工区の基礎、掘削を行い基礎の鉄筋材料の搬入加工に取りかかりましたが、１０月末時点で８．４６％の遅れとなってございます。工事の今後の予定等につきましては記載のとおり進めて参ります。

次に１ページの能登川スポーツセンター体育館移転新築工事ですが、進捗状況について御覧ください。左端の現状としましては、今説明させていただいたとおりですが、課題としましては２点ございまして、建築工事の低い進捗率と理由は先ほど申し上げたようなことです。あと、建築工事の入札で、工事を優先するため、外構工事の駐車場工事を含めてないというのが課題でして、その取組としましては、これも２点あげさせていただいておりまして、

スポーツ課長　１２月市議会定例会では既決予算の範囲内で今回施設の開設に必要な駐車場工事を含めた外構整備工事の追加増額の変更請負契約についての議決をいただき変更契約を締結したいと考えております。建築工事の現状と今後の工程を精査し工期延長をします。工期の延長については、その手続き上３月市議会定例会で繰越明許費の繰越について議決をいただいた後、変更請負契約を締結するというように考えております。

教育長　スポーツ課からの説明は終わりました。御意見、御質問ありましたらお出しいただきたいと思います。

各委員　（意見、質問等なし）

教育長　では、続きまして学校施設課、お願いいたします。

学校施設課長　蒲生西小学校大規模改修工事について資料４ページを御覧ください。

ページ中段、市立蒲生西小学校大規模改修工事入札結果について、建築工事の入札を去る１１月１日に執行いたしましたところ、東近江市鋳物師町８７１番地、株式会社ヤマタケ創建東近江支店長藤林明が税込み２億５，０８０万円で落札いたしました。建築工事につきましては、請負契約の締結につき、市議会の議決を求めることについて、１２月議会において上程させていただきます。

続きまして、電気設備工事につきましては１０月３１日に入札執行を行ないましたところ、東近江市小田苅町１４８番地黄地電工株式会社代表取締役黄地常久が、税込み８，５２６万１，０００円で落札いたしました。

また、機械設備工事につきましては、資料には載っていませんが、福祉教育こども常任委員会協議会開催後の１１月１３日に指名競争にて入札を施行いたしましたところ、東近江市山路町７９２番地５の株式会社水研設備櫛田隆夫は税込み２，０１３万円で落札いたしましたので付け加えて報告させていただきます。

引き続き工事の概要を資料より説明させていただきます。お手元の資料ですが５ページの配置図、６ページの工程表を御覧ください。

蒲生西小学校校舎は昭和５７年建築築３７年を迎えています。普通教室棟、管理棟及び特別教室棟の老朽化に伴い改修工事を実施するものでございます。添付資料２ページの配置図、網掛け部分が改修工事予定箇所を示しております。

工事内容につきましては、校舎棟全体の屋上防水、外壁のひび割れの補修及び塗布防水、内部につきましては、普通教室と特別教室棟、管理棟を改修し床のシート張り替え、木質の床につきましては、研磨掛けの上塗装し天井及び壁は一部張り替えを行います。

また、設備につきましては、管理棟屋上に太陽光発電を設置、屋内の照明器具をＬＥＤ照明に更新し、放送設備、自動火災報知設備等を老朽化に伴い改修します。

２箇年にわたる工事となり、完成は令和３年３月の予定をしております。今後、工程会議において学校側と協議しながら、児童の安全面を最優先に工事を進めて参ります。

以上、報告とさせていただきます。

教育長　学校施設課からの報告について、御質問等ありましたらお願いしたいです。よろしいでし

教育長	ょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	続きまして、歴史文化振興課お願いします。
歴史文化振興課博物館担当課長	資料の７ページ、８ページです、「近江商人博物館展示資料の毀損に係る損害賠償について」について御報告させていただきます。 現在、近江商人博物館で秋季企画展、「近江商人の里の女子教育　下田歌子から塚本さとへ」と題した展示をしていますが、その展示準備中に、東京の実践女子大学から借用しました資料の掛け軸を展示ケース内で吊り下げていましたところ、同時に並行して着物をかける衣桁を組み立てていたのですが、その衣桁が一部崩れ借用した掛け軸に接触してその一部分が損傷してしまいました。損傷の部分につきましては８ページの写真になります。借用しました実践女子大学には、時間を置くことなく破損状況及び修繕方法について連絡し、また、謝罪にお伺いしたところでございます。毀損した資料の修繕につきましては、数箇月を要することから、早急に対応する必要があるため、令和元年１１月７日付けで地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分にて損害賠償の額を定めまして、相手方学校法人実践女子大学と示談をしたところでございます。修繕費用につきましては予備費を充当させていただきました。資料を扱う博物館ではこのようなことはあってはならないことなので、今後は博物館職員一同、資料の扱いにつきまして今以上に充分注意して参ります。どうも申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。
教育長	歴史文化振興課からの報告について、御意見御質問等ありましたら出していただきたいと思います。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では次に、こども未来部幼児課からお願いいたします。
管理監（幼児担当）	こども未来部幼児課から幼児施設の統廃合につきまして御説明させていただきます。 資料の９ページを御覧ください。令和２年度におきまして、公立幼稚園と保育園の統廃合と新たに認定こども園が開園することに伴い、関係条例の改正また廃止が必要となって参ります。まずは条例廃止につきましては、本年度をもちまして東近江市立もみじ保育園、東近江市能登川ひばり保育園が閉園することにより、東近江市には保育所がなくなることになりますので、東近江市保育所条例を廃止させていただくものです。 一部改正の一つ目としまして、東近江市立幼稚園条例につきましては、本年度をもちまして東近江市立永源寺幼稚園、東近江市立市原幼稚園、東近江市立の能登川第二幼稚園が閉園いたします。このことにより幼稚園条例の別表からこの３園を削除させていただくものでございます。 次に東近江市立認定こども園条例につきましては、令和２年４月に開園します認定こども園２園を追加させていただくものでございます。この２園の新たな名称につきましては園名

管理監（幼児担当）　等選定委員会で決定させていただきました。永源寺幼稚園、市原幼稚園、もみじ保育園を移転統合する認定こども園につきましては、永源寺もみじ幼児園に決まりました。能登川第二幼稚園を改修する認定こども園につきましては、能登川にじいろ幼児園という名称にそれぞれ決定をいただいたところでございます。認定こども園条例にこれらの２園を追加をさせていただくということでございます。

次に、東近江小規模保育所条例につきましては、この保育所条例の第５条に廃止します保育所条例を引用する箇所がありますが、今回この保育所条例を廃止しますことから、この引用している箇所を認定こども園条例からの引用に変更させていただくといった修正でございます。

次に資料はございませんが、令和２年度の幼稚園、認定こども園の入所申込み状況について、御報告をさせていただきます。

令和２年度の入所申し込み状況ですが、この１０月入所受付を行いました段階で、３歳以上の保育園児では２号認定、それから３歳未満の保育園児の３号認定の申込み人数は合計で３，００５人でございまして、前年度２，７９２人に対しまして、２１３人の増加ということでございました。前年の増加数は１２４人でしたので、今年の無償化の影響もありこの増加数となったと考えております。受け入れ枠の確保といたしましては、永源寺もみじ幼児園、能登川にじいろ幼児園の開設、それから、民間園では八宮保育園がこども園化、また、ふたば保育園もこども園化、こうした民間園などに定員の増加を図り、また、１号から２号の定員の変更などに伴い、定員増加を図り調整をしたいと考えております。

今後の予定としましては、年内中にはこの入所調整を行い、１月中旬頃には入所決定を行う予定をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

教育長　ありがとうございます。幼児課からの説明は終わりました。御質問等がありましたら出していただきたいと思います。待機児童の見通しはどうですか。

管理監（幼児担当）　待機児童の予測は大変難しいところではございますが、本年の４月１日では１６名という待機児童の状況でございました。一定の施設整備を図りますが、今回の無償化の影響により大変多くの申込みが出ておりますので、また待機児童は少し増加する見通しを持っております。

教育長　能登川第二幼稚園はひばり保育園が閉園すると、それによって入所者数はどういう影響があるのですか。

管理監（幼児担当）　能登川ひばり保育園は定員１２０名ですが、それを閉めさせていただいたとしても、定員としては増加になります。

教育長　０、１、２号は減少するのですね？

管理監（幼児担当）　２号３号と分けて考えますと、０、１号は若干減少します。ただ、２号とのトータルで考えますと少し増加ということにはなります。しかし、能登川ひばり保育園は閉園しますが、

管理監（幼児担当）	現在入所している子どもは定員１２０名のところ６０名程度ですので、定員としては１２０名減となりますが、実際の数字としてはそういう結果になるということです。
教育長	要は、能登川エリアで２号、３号で待機が出ないなら別に問題はないと思うのですが、それは大丈夫なのですか。
管理監（幼児担当）	能登川エリアには小規模の誘致もしておりますし、そこについては何とか確保していきたいと思っております。ただ、能登川ひばり保育園についてはもう施設も老朽化しておりますので、これについては計画通り進めていきたいと考えております。
教育長	タイミングの問題で、当然、数年経てば能登川全体の子どもの数が減るというような事情もあって、今のタイミングで閉園するのがいいのか、そういう部分をちょっと聞きたかっただけなのですが、要するに基本的には入れるという判断をしてるということでよろしいですね。次に、幼児施設課お願いいたします。
管理監（幼児施設担当）	資料の１０ページと１１ページでございます。議会議決工事の進捗状況の報告をさせていただきます。仮称市立永源寺幼児園の新築工事ですが、このたび名称が、永源寺もみじ幼児園と決定していただきました。 １０月末現在の状況ですが、建築工事については、計画進捗率より少し遅れております。１７．８％に対し、１２．８％でございます。どのような進捗状況かは１１ページに写真を添付させていただきました。写真で見ていただくとお分かりいただけると思いますが、上段が完成予想図のパース図でございます。下段下に写真を２枚貼り付けしています。体育館の方側がちょうど建物がＬ字になっており、体育館側と東側の遊戯室棟がある方の写真を投影させていただいております。１０月末につきましては、基礎の土間と立ち上げのコンクリートの打設が終わっている状況でけれども、今日現在、体育館側の第１工区の棟上げが終わりまして、屋根がちょうど綺麗な木が見えるところです。木造建築といいましても残念ながら建築基準法や消防法の関係で、特に小さな子どもの施設ですので、全てを木造で表すことが不可能で、外壁についてはＣＬＴという直交の集成材の上にボードを貼るというような工法になっています。是非、お時間がございましたら御視察いただいて、今見られる一番良い木の状態を見ていただいて、完成しますと少しボードで隠れてしまうところも出てきますので、準耐火構造で建築をさせていただいております。 また、昨日、ちょうど片道３００キロで４時間ほどかかる岡山県の真庭市に永源寺森林組合で伐採をした丸太を製材して、ちょうどラミナという板材にしたものをそちらの方に運び、岡山県の真庭市で接着剤接着をして何層にもプレスをするという、まさに今その工程をしていただいてる工場の検査に行って参りました。片道４時間かけて工場検査に行き、永源寺の木がプレスの機械の中に入っている状況を確認させていただき、１２月に永源寺の方に納品されるということで、この後、岡山県から最終の加工は福島県の方に輸送されるということです。そのような状況を聞いていますと、まだまだ現状ではＣＬＴという工法が普及しておらず、全国でも限られたところでしか加工ができないというところが少し問題なのかなあと感じましたので、これは是非、滋賀県にもそのような施設ができると、もう少し安価で、一般住宅では無理でも、三階建ての集合住宅や、公共施設にはどんどん使っていけるのかな

管理監（幼児施設担当）	とそのようなことを学んで参りました。また時間がございましたら視察の日程等も組ませていただきたいと思いますので、是非御覧いただければと思っております。以上でございます。
教育長	ただいまの幼児施設課からの報告につきまして御意見、御質問がございますでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では、１２月市議会に提案します議案につきましての各課から報告をお願いいたします。 まず、スポーツ課からです。
スポーツ課長	令和元年１２月東近江市議会定例会議案書一部抜粋を御覧ください。資料の１ページ目になります。今回の改正は、体育施設の名称の見直しを行い、市及び施設の認知度の向上等を図るための改正です。 概要の一つ目、改正前の公園名東近江市布引運動公園を改正後、東近江市総合運動公園と布引を総合に変更し、改正前の体育館、プール、多目的広場以下グランドゴルフまでを改正後はそれぞれの呼称の前に市民に親しまれている布引を付け、布引体育館、布引プール等とし、総合とすることで本市のスポーツの拠点であることを明確に位置付け、市及び施設の認知度を高めるというものでございます。 また、東近江市トレーニングセンター体育館については平田地区に所在する体育館ということで、東近江市平田体育館とするものでございます。 二つ目に東近江市長山公園です。公園にはグラウンド、ふれあいグラウンド、テニスコートの三つがございまして、両グラウンドとテニスコートの夜間の使用期間が異なるため、管理運営上、夜間午後６時から午後９時の使用時間を５月１日から１０月３１日までと同じ期間に変更するものです。使用期間は短くなりますけれども、昨年度の利用実績がなく利用される場合はひばり公園や、すこやかの杜運動公園、繖公園のテニスコードなどを案内させていただきます。 三つ目に、利用に供していない一部施設の削除についてです。 東近江市永源寺運動公園の広場につきましては、先ほどの市立永源寺もみじ幼児園の新築工事で園庭となるため、また、東近江市能登川スポーツセンターの武道場につきましては昨年度の台風２０号及び２１号の影響で、屋根材が飛ばされ、武道場を３月下旬に解体したため削るものでございます。施行期日は令和２年４月１日です。以上説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの報告につきまして御質問ございましたらお出しいただきたいと思います。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは続きまして、生涯学習課お願いいたします。
生涯学習課長	議案書（一部抜粋）の１２ページをお開きください。 東近江市八日市文化芸術会館及び東近江市あかね文化ホールの指定管理者の指定につき

生涯学習課長　議決を求めるというものでございます。当該施設の指定管理業務につきましては、令和２年３月３１日をもって管理運営に関する協定期間が満了いたしますことから、指定管理候補者と基本協定を締結するため提案させていただきました。指定の相手方候補者は、東近江市池庄町６１０番地、公益財団法人東近江市地域振興事業団です。指定の期間は令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間とさせていただくものです。説明は以上です。

教育長　関連しますので、次のスポーツ課、説明をお願いいたします。

スポーツ課長　同様の議案になってございまして、東近江市やわらぎの郷公園の指定管理者の指定につき議決を求めるものでございます。

当該施設の指定管理業務につきましては令和２年３月３１日をもって管理運営に関する協定期間が満了いたしますことから、指定管理候補者と基本協定を締結するため提案させていただくものです。指定の相手方候補者は、躰光寺町２６２番地、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会です。指定管理の期間は令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間とさせていただくものでございます。以上説明とさせていただきます。

教育長　以上で報告が終わりました。先ほどの部分も含めて全体でも結構ですので、御意見、御質問等ありましたら出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員　（意見、質問等なし）

教育長　それでは続きまして、前回の定例会においてお配りをさせていただいております東近江市教育振興基本計画施策評価について、前回時間の都合上概要を説明させていただきましたが、御質問、御意見等をいただきたいと思います。

賀川委員　この全体的な構造で充分に読み込めていないのですが、例えば、今後の令和２年度に向けて平成３１年度の課題というような、例えば７ページの表なんですが、ここで、この課題というものと今後の方策っていうのは、対応するような内容ということで理解していいのでしょうかっていうのが１点です。

それからあと一つは、評価のところで何箇所か個別に総合的な評価がＤ評価となっている部分があるのですが、それと、今言った今後の課題、あるいは対応策はどのような関係になっていくのかという点が、ちょっと全体的に見てわかりにくかったのでそこをお聞きできたらと思います。

２８ページの総合評価がＤというところや、Ｃの場合ですと不十分だということなのですが、Ｄの場合は取り込めていなかったということだったんでしょうか。例えば、今見つかったものが２８ページのＤのところで、前の表の全体的な平成３２年度の課題というようなところに反映されていると見てよろしいでしょうか。

教育長　トータル的にはこの表のとらえ方を説明してもらって、２８ページのＤ評価については学校教育課で説明してもらうという形でお願いします。

教育総務課長　計画としてはこのような事業を、今はできないですが今後は取組を進めていかなければならないという位置付けにはなっています。今後は何らかの形でそういう施策を考えていかなければならないところですが、今の時点ではこのような施策には取り組めていないというのでD評価となっています。計画としては、このような事業に取り組む必要があることにはなっていますが、市の施策としては取組ができていないということです。

教育長　それぞれ個別の表になっていますので、それぞれで実績、課題評価というのが付いて、それの総合評価というのは評価の段階でつけているということになろうかと思います。

賀川委員　計画があって、その評価としてはDで、つまり取り組んでいない。まして、３１年度以降の課題としても上がらないということでは、計画の意味がないですよね。

教育総務課長　例えば、実績はなくても３１年度以降の課題としてここに何かをあげないと、いつまでたってもこれはこのままになってしまうので、ここはちょっと見直しをしなければならないのかなというふうに考えます。検討させていただきます。

綾委員　２８ページの２番のところに施策の成果、課題としてあがっているわけですから、それならその部分を３番の３１年度以降の課題におろすべきではないのでしょうか。

教育総務課長　そのように思います。

篠原委員　後ろの方の１１７、１１８ページとか実施計画案みたいになっているのですが、指標名と書いているところ、１２１ページとかもそうなんですけど、事業内容にその指標名という表現がちょっとそぐわないように感じる箇所が幾つもあるのですが、指標名に沿ってその指標の目標値とか、例えば、１２１ページではこれは待機児童の事なので関連しているかはわかりませんが。

教育総務課長　今見ていただいてるのは、東近江市教育振興基本計画になるのですけれど、今、委員がおっしゃっているのは東近江市総合計画の中の実施計画の事業評価になりまして、この資料というのは、この総合計画の中のこの項目の資料です。

幼児教育とか保育の充実に関する部分の指標というように、当初、この計画を立てた時に定めているものなので、今、ここの指標をさわることができなくて、当初定めているものは毎年毎年この指標を変えるということではなく、総合計画が一応、何年間、今ですと市長の任期ごとに総合計画を立てるようになっていますので、その期間はこの指標で見ていくというような形になっています。ですから、その人数があって、５年間の間に思っていたより人数がクリアできたとしてもこの指標が変わることはないのです。

篠原委員　それは理解できますが、例えば、この７５ページの場合、指標名が児童生徒の長期欠席率となっていますが、内容的にはあまり関係ないのではないかと思われるようなことがこの事業内容に入っていて、指標をもとにこの計画を立てているわけではないのではないかと思うので、それがこの１ページの中に収まっていることに違和感を感じました。

教育長　先ほども言いましたように、総合計画の中では、目標といいますか、未来を創造する人を作るまちづくり、これの指標に何を使うかというと、児童、生徒の長期欠席というのを使い、それぞれ行っている事業の中で中学校、高校振興事業というのはどれに該当する事業にするかと言うと、要するに指標は総合計画の中の指標ですし、ここで言っている事業計画自体の事業名もその総合計画の中の位置付けにするとこれに該当しますよということになります。よって、こことここが必ずしもリンクしていないというところが御指摘の点だとは思いますが、そういう形でしか今は致し方のないところかと思います。

教育総務課長　これだけを見ると疑問に思われるかもしれませんが、東近江市の総合計画を見るといくつもある中でこの指標が定められているということです。

教育長　おっしゃる御指摘はその通りだと思いますが、一応構成としてはこのような形で示すことになるということで御理解をいただきたいと思います。

綾委員　何点かまとめてお伺いします。

まず、１９ページですが、教育長報告の中でもおっしゃっていましたが、ＩＣＴの教育ということで、パソコンを２０２２年までに経済産業省が１人１台を目指すという話になっていますが、１０年前に電子黒板の普及を図っても、電子黒板そのものが学校で中々使いこなせていないのではないかという意見もあるということをちょっと耳にしまして、その当たりを教師への指導といいますか、その使い方を１から指導するというような方向性はないのかということがまず１点。

次に、２２ページですが、スクーリングケアサポーター等の派遣に関しまして、３１年度以降に１校増やすということで、かなり効果が見られいてるという報告になっていますので、それそのものに関しては問題はないかと思いますが、学校に様々な問題がありますので、本来ならば小学校全校に支援員を派遣するべきところかと思いますが、予算とか時間等の兼ね合いもあるかと思いますので、中学校区単位で人員の配置とか、中でローテーションを組んでいくなど、そのような工夫と申しますか、他の面では多分されているとは思いますが、その当たりを考えていただけているのだろうかと思います。

続いて、少し飛びまして４７ページです。社会教育委員会議の開催で、参加者が、１２人出席、８人出席となっておりますが、現在、何名いてその参加率がどうなのか、その率の向上を考えていただきたいなとこの資料を見て思いました。

最後に５２ページ。多分、昨年度もお話しさせていただいたかと思いますが、総合評価でＡが付いていたのがおそらくこれだけだったと思います。これに関してはすごく素晴らしいと思います。市内図書館７館ある中で、一部、某議員さんからは多過ぎるのではないかという声もありますが、現在の施設を有効活用することによって発展的にそういう事業等をしていただくということは素晴らしいことだと思いますので、それを含め、今後ますます本市の図書館利用が増えることを期待しています。以上です。

教育長　御意見を４点いただきました。

電子黒板といいますか、ＩＣＴ全般をとらえての話だと思います。

管理監（学校教育担当）

電子黒板の教員の利用については、年々進んでおりまして、たくさん利用したいという先生方が多くなってきています。そのため、デジタル教科書を予算化しています。しかし、学校によってはどの教室にもプロジェクターが付いていて、すぐに使えるような状態でかなり使いやすいのですが、一方、電子黒板を移動しないと使えない学校では、なかなか苦になって使えないという実情もありますので、その当たりは整備していく必要があると思います。ただ、これはお金の問題もあります。若い先生方はかなり積極的に、利用する傾向にはあります。

続きまして、スクーリングケアサポーターを何故この１０校に派遣し、さらに増やすかということについて、ちょっと私も把握してございません。一見すると校区別ではないので、派遣の無い地域もありますし、基本的には不登校生徒に対する対応なので、数の多いところを中心に派遣されているというのが実情かと思います。ですから、少ないところには行っていないということではないと思っていますが、その点につきましては、校区別で少ないから派遣しないという考え方が適切なのかどうか、これはまた改めて検討していきたいと思います。

生涯学習課長

社会教育委員の会議への参加について、御意見をいただいてるところですけれども、会議の開催時間について、昼がいいのか夜がいいのかということで、夜に開催したところあまり変化はなかったというのが実情です。また、開催時間については今後も検討していきたいと思っています。委員は確か１５人だったと思います。

図書館館長

図書館は評価をＡとさせていただいております。その理由は、私が館長に就任した当初は、市民の図書館利用は横ばい状態が続いておりましたが、昨年、一昨年当たりから上昇傾向が見られ一定図書館利用の広がりが出てきたことによるものです。

利用動向の中身を分析しますと、子どもたちの利用が全体の利用を底上げしている現状が見られます。本市では学校司書の配置や、幼稚園、保育園との連携も含め、子どもたちの利用を伸ばすことに力を入れてきました。その取り組みの成果が出てきているのではないかと評価しております。子どもたちの読書推進については市が策定している「子ども読書活動推進計画」にも謳われておりますので、引き続き図書館としても子どもたちの図書館利用を更に伸ばせるよう力を尽くしたいと考えています。

またもう一方、子どもだけではなく高齢者に向けての取り組みにも力を入れています。福祉総合支援課と連携して「図書館でいきいき脳活」という認知症予防の関連の講座を、特に高齢の市民を対象に開催しましたところ、非常に参加者も多く、多い時には６０人程度の来館がありました。中には初めて図書館に来られた方もおられ、その機会に図書館の利用カードを作ってくださる方もおられました。そういった意味では図書館の利用者を新たに開拓する一つの取り組みになったのではないかという評価をしております。

委員がおっしゃっていただいたように、本市は全国的に見てもあまり見られないような一つの自治体で７館という充実した図書館のサービスネットワークを持っておりますので、そのネットワークをこれからもしっかり生かしながら各地域に根差した良いサービスをしていきたいと考えております。御意見ありがとうございました。

教育長

他にございますでしょうか。

青地委員

最初に話が出ましたＤ評価に関わる部分のことですが、やはり官学民の連携が大変大事だということが叫ばれていながら、具体的な一歩がどことも踏み出せていないというのが現状だと思います。せっかくここで話が出ましたので、これについては学校教育課が窓口になっていますが、具体的に今後その一歩を踏み出すために、例えば、どんな会議を設けるかとか、あるいはどんな人たちに声をかけて動き出してみるかといった方向性だけでも議論ができると大変ありがたいなと思います。「できていない、できていない」で終わってしまうと、いつまで経ってもできないという状況が続きますので、実際に具体的なアイデアを出しながら第一歩を進めていただきたいと思います。

管理監（学校教育担当）

ありがとうございます。２８ページの推進施策の４番目のところの「学校体育の充実を図り、児童生徒の体力や運動能力の向上を推進します」というのは、今年度は、びわこ学院大学の先生に来ていただきまして、共同で小学校、中学校の体育で協力できることがあったら協力しますという御提案をいただきました。ここにはあげられておりませんが、そのような取組もやっています。ただ、オファーが少なく、例えば、一つ御紹介をいたしますと、能登川南小学校で近畿の体育の研究発表会をされますので、その機会に大学の先生に色々なスポーツの良さなどを教えていただくという取組を今少しずつ現実に行っております。Ｄ評価ですので、計画的にやっていないという御指摘はありますが、取組として少しずつ進めておりますので、今後何とか、会議等で考えていきたいと思います。

飢えや貧困問題など大学の先生とデータを共有することや、学力向上についても来ていただいて「こういった方法があるよ。」というような連携ができるといいなと思っているのですが、今後どのように進めていけばいいかは、まだ手探りの状態なのでＤ評価になっているのが現状だと思っています。今後考えていくべき課題だと認識しています。

青地委員

ありがとうございます。実は、私自身が、先日、各企業とのコラボレーションの会に行った時に、ある大学の方がそこにブースを設けておられたので、知的資源としての大学の学生さんの様々な研究と、今企業が色々探っている部分とを上手く繋げられたら新しい分野が開けるんじゃないかと思いまして、ちょっと声を掛けに行きました。ただ、その時に窓口にいらっしゃった大学の方はあまり興味がないという感じでした。県内にも幾つか大学がありますが、機会があれば大学の方に出向いていただいて、こんな会をしませんかと持ちかけていただけたら大学にとっても、これから学生さんたちを伸ばすためにも必要なことだと思いますので、是非機会があれば足を運んで繋いでいただけたらありがたいなと思いました。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に「４　その他」に移らせていただきます。

各課から報告お願いいたします。教育研究所からお願いします。

各課からの報告

○教育研究所・・・・・・・・・・・・・・教育研究所だより№１９５号
○生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・報告事項
○歴史文化振興課埋蔵文化財センター・・報告事項
○歴史文化振興課博物館・・・・・・・・報告事項
○図書館・・・・・・・・・・・・・・・・報告事項

教育長　ありがとうございます。各課からの報告は以上です。各課からの報告につきまして、御意見御質問ありましたら出していただきたいと思います。ございませんでしょうか。

各委員　（意見、質問等なし）

教育長　では、全体を通じて何かありましたらお出しいただきたいと思います。
それでは次の第１２回の定例会につきましては、次第にありますように、令和元年度１２月１９日午後３時３０分から、東庁舎のＤ会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。令和２年の第１回の定例会につきましては、１月２２日、２３日、２７日、２９日のいずれかでお願いしたいと思っております。ご都合を聞かせていただきたいと思います。

各委員　（日程調整）

教育長　では、１月の定例会は、１月２３日（木）の午後、時間はまた連絡させていただくということにします、それでは事務連絡を事務局からお願いいたします。

事務局　（当面の予定　事務局）

教育長　以上をもちまして、令和元年第１１回教育委員会定例会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

会議終了　午前１１時５分

会議録署名委員

会議録署名委員

教　育　長